

令和5年 第4回

# 甲佐町議会11月臨時会会議録

令和5年11月8日

熊本県甲佐町議会

令和5年2月臨時議会議録

熊本県甲佐町議会

## 令和5年第4回甲佐町議会（臨時会）目次

### ○11月8日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 議案第39号 工事請負契約の締結について （熊本甲佐総合運動公園サッカー場災害復旧工事）	4
日程第5 議案第40号 工事請負契約の締結について （乙女小学校管理棟及び教室棟外壁・防水改修工事）	11
日程第6 議案第41号 財産の取得について（小型ポンプ付積載車2台）	13
日程第7 議案第42号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）	15
閉会	19

11月8日（水曜日）

令和5年第4回甲佐町議会（臨時会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和5年11月8日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会・開議 11月8日 午前10時00分 議長宣告  
1. 閉会 11月8日 午前11時29分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 荒田慎一	くらし安全推進室長 永井恒一
税務課長 奥名雄吉	環境衛生課長 白石亨
住民生活課長 橋本良一	健康推進課長 上古閑一徳
福祉課長 宮崎貴美代	農政課長 井上幸介
建設課長 志戸岡弘	会計課長 渡邊友美
教育長 田上浩輝	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 甲斐良二 2番 田中孝義

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 議案第39号 工事請負契約の締結について  
(熊本甲佐総合運動公園サッカー場災害復旧工事)

日程第5 議案第40号 工事請負契約の締結について  
(乙女小学校管理棟及び教室棟外壁・防水改修工事)

日程第6 議案第41号 財産の取得について(小型ポンプ付積載車2台)

日程第7 議案第42号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第6号)

## 1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

---

○議長（宮本修治君） おはようございます。

ただいまから、令和5年第4回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番、甲斐良二議員、2番、田中孝義議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

議案第39号及び議案第40号、工事請負契約の締結について、議案第41号、財産の取得について、議案第42号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）、以上4件を上程いたします。

---

### 日程第3 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） おはようございます。本日は令和5年第4回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中にご参集をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、早速ではありますが、今期臨時会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期臨時会にご提案をいたしております案件は、工事請負契約の締結案件2件、財産の取得案件1件、補正予算案件1件、のあわせて4件であります。

まず、工事請負契約の締結案件につきましては、熊本甲佐総合運動公園サッカー場災害復旧工事及び乙女小学校管理棟及び教室棟外壁・防水改修工事に係る契約の締結につい

て、また、財産の取得案件につきましては、小型ポンプ付積載車2台を更新するため、取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、ご議決を求めるものであります。補正予算案件としましては、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳出では総務費の財産管理費にふるさと甲佐応援寄付金積立金として4億円、選挙費に投票区の統廃合に関するシステム改修費として16万5,000円、商工費にふるさと甲佐応援寄付金の返礼品等の関連経費として6億2,576万8,000円を増額することとしております。歳入では熊本県知事選挙費委託金を16万5,000円、ふるさと甲佐応援寄付金を10億円、財政調整基金繰入金を2,576万8,000円、それぞれ増額し、総額で101億7,161万7,000円といたしております。

以上、今期臨時会に、ご提案をいたしております各議案について、ご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は各担当課長が説明をいたしますので、適切にご議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 以上で甲斐町長の提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第4 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第39号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 議案第39号のご説明をいたします。議案第39号、工事請負契約の締結について。熊本甲佐総合運動公園サッカー場災害復旧工事について、下記の通り工事請負契約を締結するものでございます。令和5年11月8日提出、町長名でございます。

- 1、契約の目的、熊本甲佐総合運動公園サッカー場災害復旧工事。
- 2、場所、上益城郡甲佐町大字有安地内。
- 3、契約金額、3億954万円。
- 4、契約の相手方、上益城郡甲佐町大字下横田1598番、有限会社緑川工業、代表取締役、柿本吉範。
- 5、契約の方法、指名競争入札。

提案理由については省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。説明1としまして工事請負仮契約書の写しを添付しております。

次のページをお願いいたします。説明資料2としまして今回の入札結果を添付しております。

次のページをお願いいたします。令和5年7月豪雨により熊本甲佐総合運動公園が被災を受け、都市災害災害復旧で今回、人工芝サッカー場の災害復旧工事を実施するものでございます。資料3の全体計画平面図および断面図にて工事概要の説明を行います。赤色

の着色箇所が今回施行を行う人工芝サッカー場となります。工事の概要としましては人工芝の張り替え8,214平米を設置し、設備の復旧といたしましてサッカーゴール3基、ジュニア用サッカーゴール5基、防球フェンス3基などの機具の設置を行います。また被災しました人工芝の撤去処分もいたします。右下の図が人工芝の断面図となります。今回路盤工と基層のアスファルト舗装の部分は被災を受けておらないため既存のまま使用をいたします。今回の人工芝は日本サッカー協会の製品検査完了証明書が発行されたノンサイド人工芝、芝の中にチップがないタイプの人工芝でございます。これは前回と同様ということになります。施工の方法といたしましては基層のアスファルト舗装の上に緩衝材のアンダーパッドをチップ舗装のように直接施工することで、アスファルト面と一体となり剥がれにくく人工芝も全面接着にて施工することとしております。施工時においては人工芝が剥がれにくくする端部の処理対策も今後協議をしていくこととしております。その他、茶色の着色しております野球場、ソフトボール場、多目的広場も別途契約にて災害復旧工事で実施することとしております。以上が工事の概要となります。

なお工事施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては町長の専決により実施をさせていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について議会へご提案させていただくということでご了解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 人工芝サッカー場工事概要ということで、人工芝設置と3つありますけれども、それぞれ大まかな予算と言いますか、数字が上がっておりればそれをお聞かせください。人工芝について設置についていくらかかるのか、競技設備復旧について一式とありますが、これがいくらかかるのかということで人工芝撤去費用がいくらかかるのか、その予算が出ていればお願いいたします。全体としては上がっておりますけれども。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは3億954万円の内訳を説明いたします。人工芝の張替えが2億6,000万円、人工芝の撤去費用・処分費が約5,200万円、それとサッカー場の備品購入費用が360万円となっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。3億900万円の工事費用でございますけれども、これの財源内訳、国庫負担金と町の一般財源がいくらなのか、そのあたりの財源内訳をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の事業につきましては都市災害災害復旧事業として実施をいたします。通常の国庫負担率が3分の2ですけれども、今回の災害につきましては激甚災害が指定されておりますので今後嵩上げがされていくことになっておりますが、明

確に何10%嵩上げされるかはまだ未定でございます。過去の事例から言いますと約90%以上は国の負担があるのではないかと考えております。その他90%以外につきましては、災害復旧事業債を借りまして100%充当の交付税措置が95%ありますので、99%以上の交付税措置並び国の負担金があると考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。ただいま課長の説明がありましたが、これから激甚災害等の指定を受けて今後の割の率が変わってくると思いますけれども、概ね90%、95、99、そのぐらいの解釈で我々議会としては理解しといてよろしいんですか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。町の実質負担は1%未満になってくると思います。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。先ほど担当課長建設課長が説明されましたけれども、今回接着の方法編で色々検討されたと思うんですけれども、今回アンダーパッドというのがございますが前回当初の接着方法との違い、これは当初にはこのアンダーパッドとかいうのはなかったんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 前回のアンダーパッドと今回のアンダーパッドの違いを簡単にご説明したいと思います。前回の分はアンダーパッド既製品のマットを全面に接着いたしまして畳状みたいな1.8mぐらいのロール状のやつをゴムのアンダーパッドを全面接着をしてアスファルトの方に接着をしております。今回のアンダーパッドというのは舗装を施工する際に、機械で施行します舗装を。舗装のやり方と一緒に感じのアンダーパッド、ゴムチップをそのまま焼き付けていってパットの切れ目がないような状態のパッドを使用します。そのために接着の粘着力が強いということが特徴でございます。よろしいでしょうか。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 非常に努力された工法じゃないかと思えます。それと合わせて前回の全員協議会、その他災害に対しての説明の時に質問をしたと思うんですけれども、やはり表面的にはこれ1回接着すればそれを剥こうとするには相当至難の技と私も思えます。ただ裏水の侵入、以前からもずっと言っていますけれども、裏水の処理の対策、例えばそういった裏水の侵入防止として水切り対策と言いますか、ラバー工法みたいなものを裏水が横から入らないような工夫、これは非常に私は効果が出ると思うんですけれども、その辺も先ほどの担当課長の話には検討するような話もありましたけれども、それについては何か考えがありますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） そのことは以前の議会の方でも報告しておりますし、今回

人工芝のメーカーが決まってメーカーと施工業者と町と協議をしながら舗装をかぶせるなり、水が侵入しにくいような施工方法をこれから協議をして、できることをやっていきたいという風に考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3回目でこれが最後の質問とさせていただきます。今回は人工芝のサッカー場の契約でございます。この説明の平面図を見ますと熊本甲佐総合運動公園の野球場、他災害復旧工事というのが茶色の部分で示してありますけれども、この2案ですね。サッカー場とこの野球場、他ですね。これについて同時発注ということは考えなかったのでしょうか。分離発注すればひょっとしたら経費がそれぞれにかかって行って1本で発注するよりも経費的には金額が増えるんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 議員おっしゃる通り1本で発注した方が経費が若干安価になります。2本に分けた理由といたしましては、早期の供用開始を図る上で運動場と野球場とソフトボール場については土工事でございますし、サッカー場については人工芝で仕事を分離した方が早期完成を目指せるということで分離発注の方法を今回取らせていただきました。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。この競技設備復旧ということでサッカーゴール3基、ジュニア用が5基ということでありまして、この奇数ということはこれは1基は予備ということですかね。これはどういうことですかね。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 奇数のサッカーゴールにつきましては、1基はまだ使用できるやつがあるということで破損をしていないということで奇数になっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この人工芝の張り替えで2億6,000万というこの基準がよくわからないんですけれども、前回も新しく設置をした時と比べてどのくらい上回っているのかということと、人工芝というのはこれだけ強固な芝張りをしてほしい何年ぐらいもつ、永遠に持つんですか、それをお聞きします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の人工芝の2億6,000万と前回の価格がいくらだったかを今単純に比較がございませんので、後でその点については報告させていただきたいと思っております。それと人工芝の耐久年度は約10年間とされておりますけれども、部分部分で剥がれたり補強したりしていきますので部分的に補強をしたり接着面を強化したりします。なので全体的には通常10年ということがメーカーの方でうたわれております。以上でございます。

ます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。今の井芹議員の説明との関連性もありますが、人工芝の寿命は10年ということでしたが隣の天然芝の寿命はどれぐらいなのかということと、今回の災害で大きな被害を受けたのは人工芝のサッカー場ですが、災害には天然芝の方が強いというふうに思いますがいかがということと、この人工芝と天然芝の環境に与える影響はどういう風に考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 天然芝の寿命につきましては毎年毎年、冬芝、夏芝をまきながら育成していきますので寿命と言いますか、育つような飼育の仕方をやっていくということと寿命というのは枯れないような管理をやっていくということだと思えます。天然芝と人工芝の環境に与える影響につきましては河川環境がありますので人工芝等にチップ等は今回使用していませんけれども、そういったやつが洪水等で流れれば河川環境を侵すようになりますし、人工芝にも肥料等まきます。洪水等が出た場合には河川環境を少しには影響があることが懸念はされますけれども、洪水がない限りは環境への影響はどちらも無いんじゃないかなという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。環境への影響ということでお話を建設課長からいただきましたが、いわゆる雨風による影響だけではなくて、やはりそこでは競技をしますのですどうしてもプラスチックですよ、だいたい人工芝は。そういうところでやはり剥がれる、そういうことで環境に影響を与えていくということは人工芝の方はあり得ると思えます。天然芝は生き物ですからそこに与える影響は人工芝とは違いがあるという風に思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 人工芝と天然芝、競技等に与える影響ということですが、人工芝の場合は若干やっぱりどんなに強度を強くしても滑り込んだりした場合に若干ちぎれたりするのかなということがありますので、そういった点で言えば人工芝の方が若干そういったちぎれたクズが出るとかそういったことが考えられると思えます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。復旧後の供給開始時期についてお尋ねいたします。この仮契約書を見ますと工期の方が令和6年の3月29日までということで令和5年度いっぱいかかるということでございますが、この人工芝の方が復旧しましたら直ちに供給を開始されるのかということと、また野球場・ソフトボール場も今後、復旧工事を予定されておりますので、こちらまで復旧して供給をされるのかということをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の工期につきましては3月末を期限としておりますので3月末を完成を目途に頑張っていきたいと思っております。野球場が早く出来上がった場合に工事の調整と進捗具合もございませぬけれども、そこは関係機関と協議をしながら部分供用をさせて安全であれば早めの供用開始を考えていきたいという風に考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今の質疑のやり取りを聞いておまして10年が寿命ということだと思えば、10年後にこれ全面また張り替えをするようなことになるのか、その時どのくらい経費を考えられているのか、また作る時には非常に国とかからの交付税措置とかあって色々支援が受けられとるけれども、10年後にはそういった財政的な支援が得られる可能性があるのかないのか。その点についてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時28分

再開 午前10時33分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先ほど人工芝の耐用年数の件で10年が耐用年数ということと全面的に張り替えを10年後にするのかということにおきましては、部分的な修繕あたりを考えて10年後に張り替えを全面するというものではございませんので、状況を見ながら管理をやっていきたいと考えております。以上です。財政的な張り替えの面につきましては、そういった事業があるかどうかは調べさせてご回答させていただきたいと思っております。すいません。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいまのサッカー場の件につきましては議員皆様方からいろんな意見をいただきました。環境面であったり経費面、いろんな問題があると思っております。天

然芝と人工芝ということで、天然芝につきましては先ほど佐野議員も言われましたように、そういったメリットもございます。ただ今度利用者側とか管理する側からすると当然管理費もかかりますし、あとは養生期間等もあるので、なかなか回転がしにくいと言いますか、1週間使ったら何週間か芝を休ませるといような、そういったことからすると当然人工芝の方が利用率の方は上がるという状況でございます。今日、皆様方からいろんな貴重な意見をいただきましてこの熊本甲佐総合運動公園、特にサッカー場につきましては、この総合運動公園全て含めてですけれども、熊本地震からの復旧・復興の目玉事業として町も取り組んだところでございます。今後そして甲佐町もこれから交流人口等を増やしてさらに賑わいのあるまちづくりを目指していく中でこの運動公園を拠点として精一杯町としても頑張っていきたいと思っておりますので、そういった面でどうかご了承いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） このところでちょっと確認するのを忘れていましたけれども、反対ではないんですけれども、いわゆる棄権する場合の在り方についてはどうすればよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時36分

再開 午前10時51分

---

（5番佐野安春議員、9番井芹しま子議員退場）

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。議案第39号、工事請負契約の締結についてでございますが本年の7月の豪雨によりますサッカー場の災害復旧工事であり、先ほど来、環境面、財政面など質問がたくさんありましたけれども、町長も精いっぱい頑張るといことでまた議会としても早急な復旧が望むことでもありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第39号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩します。

（5番佐野安春議員、9番井芹しま子議員入場）

---

休憩 午前10時53分

再開 午前11時00分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第5 議案第40号 工事請負契約の締結について

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第40号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それでは議案第40号についてご説明いたします。議案第40号、工事請負契約の締結について。乙女小学校管理棟及び教室棟外壁・防水改修工事について、下記の通り工事請負契約を締結するものでございます。令和5年11月8日提出、町長名でございます。

記、1、契約の目的、乙女小学校管理棟及び教室棟外壁・防水改修工事。

2、場所、上益城郡甲佐町大字津志田地内。

3、契約金額、6,846万6,090円。

4、契約の相手方、熊本市東区戸島西5丁目5番57号、山王株式会社、代表取締役、深水弘一。

5、契約の方法、指名競争入札。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページの説明資料1に仮契約書の写しを添付しております。

その次のページをお願いいたします。説明資料2に入札結果の写しを添付しております。その次のページ、工事の概要につきましては説明資料3に基づき説明をしたいと思います。資料3の図面上段に配置図および航空写真を記載しているところでございます。本工事の対象建物は乙女小学校敷地内でございますけれども、上段左側が配置図で教室棟と管理棟及び昇降口棟が今回の工事対象となります。上段右側が航空写真ですけれども、その下が現在の屋根及び外壁等の状況でございます。ちょっと見にくいかと思っておりますけれども、今回設計を実施するにあたりましては地震等の影響もあるかとは思いますが、目視で外壁等の塗装の浮き上がりや剥離、それとクラック等が見られましたため、建物調

査を行った結果、それぞれの棟で劣化による屋根や屋上など防水機能の低下が見られております。特に外壁は管理棟の部分での損傷が激しくて剥離、塗装の落下も見られております。また剥離部分にはクラックがありまして雨水の侵入等により躯体への影響も考えられるところでございます。管理棟の玄関部分は②のところですね、タイルの浮き上がりがありまして、落下の危険性が高いことや躯体自体の損傷も考えられますので緊急に予防保全対策を行うとともに今後の建物の長寿命化をはかるものでございます。

各棟の主な改修の概要についてですが下段の左側に掲載しておりますけれども、屋根屋上等の防水工事といたしまして788.9平米の塗装防水を行います。またコーキングの打ち換えを2,508m、塗装工事といたしましてはクラック補修の73.7m、それと外壁塗装を2,834平米、軒裏及び軒天塗装を974.2平米、屋根の塗装を2,301平米という形で行います。以上が今回の工事概要となります。工事の施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては町長の専決により実施させていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について議会へご提案させていただくということでご了承いただきますようよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。この契約額に対する予算の内訳というのはどういった予算で使われていますか。お願いします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これにつきましては、国庫補助金としまして公立学校施設環境改善交付金という形で3分の1が公布されております。その他については起債と一般財源で対応しております。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。説明資料3の写真2の部分について、外壁の崩落の危険もあるとお伺いしましたが、現在ここで子供たちが遊んだりして危険なことはいないのでしょうか。またそれなりの処置をされているのかお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 現在の状況ではちょっと浮き上がりはありますけれども、剥がれてすぐ落ちるというようなことはございません。ここで大雨とか地震があった場合はその限りじゃありませんので、その時はすぐ対処をさせていただきたいと、入れないようですね、と思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第40号、工事請負契約の締結についてでございますけれども、乙女小学校の管理棟及び教室棟・防水改修工事ということでございます。これにつきましては担当課長からも補助金も活用しながらということございまして、特に施設の長寿命化ということをはかる上では当然必要な経費ではなかろうかという思いがございますので、本案につきましては何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第40号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第41号 財産の取得について

○議長（宮本修治君） 日程第6、議案第41号「財産の取得について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第41号についてご説明申し上げます。議案第41号、財産の取得について。小型ポンプ付積載車の購入について、下記のとおり財産を取得するものでございます。令和5年11月8日提出、町長名です。

記、1、取得する財産及び数量、小型ポンプ付積載車2台。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、取得金額、1,436万8,648円。

4、契約の相手方、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘公一。

提案理由については省略をさせていただきます。

次のページが説明資料になります。これについては物品売買の仮契約書になります。最後のページが説明資料2ということで、これは右半分でございますけれども、入札経過等の情報となります。なお本議案につきましては岩下消防のポンプ車を小型ポンプ付積載車に更新することと、もう1台は芝原消防の小型ポンプ付積載車を更新するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありますか。

6番、荒田議員。

○6番(荒田博君) 6番。この装備品の中にジェットシューターと言って水をからって消防活動をするやつが最近のやつには入ってないかと思うんですね。なんでそういったことを質問したかと言いますと、今年の1月にJA本所のところの山火事があった時に持っている部はそれをからって消化活動するというような事案がありましたけれども、買い替えの時に新しいのがなくて元々持っているところがみんな古くて、そのあたりも今後導入するのかしないのか、なかなか使う事案が今減っているというのが現状ではありますけれども、そういったことで課としてはどういう風に考えているのかお聞きしようと思ひましてお尋ねいたしました。

○議長(宮本修治君) 総務課長。

○総務課長(北野太君) ジェットシューターにつきましては、今年は1月2日ですね。JAの裏の山火事の時に消防団がからって水を入れた袋を背中にして山に登って消化したというようなことで私も見ておりました。老朽化しているというのは議員の今お話から承知したところでございます。小型ポンプ付積載車の付属品にはジェットシューターはないんですけれども、今後また消防の備品として更新が必要な部分は更新していきたいという風に思います。以上でございます。

○議長(宮本修治君) ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番(鳴瀬美善君) 3番です。説明資料2の入札結果等の情報の中で1社、株式会社田原商会さん辞退ということとなっておりますけれども、当然辞退はあり得ると思うんですけれども、この会社についてはこれまでも指名を受けたのか、そして以前にもこういった辞退をされているのか、そこをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長(宮本修治君) 総務課長。

○総務課長(北野太君) 株式会社田原商会さんにつきましては、だいたい消防関係のこういった備品類を発注する場合はこの4社が中心で他の町もされているというところでございます。過去に辞退されたのかということについては承知しませんが、こういった形で辞退されるというのはあったかと思ひます。以上でございます。

○議長(宮本修治君) ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番(井芹しま子君) この更新理由は老朽化したということでもいいんでしょうか。最新のものに更新をしたとか、老朽化したということによろしいでしょうか。

○議長(宮本修治君) 総務課長。

○総務課長(北野太君) この岩下と芝原につきましては、購入して24年が経っております。消防の基準と言いますか、こういった積載車とポンプ車については20年を経過したら段階的に更新するというようなことになっております。そういったことで老朽化に伴い更新ということで今回更新するものでございます。以上でございます。

○議長(宮本修治君) 他にありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第41号、財産の取得についてでございますけれども、ただ今議員の質問の中にもありましたけれども、施設の老朽化による更新ということでございますので、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第41号「財産の取得について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号「財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第42号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」

○議長（宮本修治君） 日程第7、議案第42号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第42号についてご説明申し上げます。

議案第42号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）です。

次のページをお願いいたします。令和5年度甲佐町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億2,593万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億7,161万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月8日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款16、県支出金に16万5,000円を追加し、6億678万8,000円としております。3の委託金です。

款18、寄附金に10億円を追加し、20億680万1,000円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金に2,576万8,000円を追加し、9億9,093万6,000円としております。1の基金繰入金です。

歳入合計、補正前の額91億4,568万4,000円に10億2,593万3,000円を追加し、101億7,161万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2、総務費に4億16万5,000円を追加し、22億2,200万1,000円としております。1の総務管理費、4の選挙費です。

款6、商工費に6億2,576万8,000円を追加し、13億9,763万円としております。1の商工費です。

歳出合計、補正前の額91億4,568万4,000円に10億2,593万3,000円を追加し、101億7,161万7,000円としております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。何か質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 8ページなんですけれども、ふるさと甲佐応援寄附金積立金が4億なんですけれども、すでに今8億、9月の決算時点では8億いくらかだったというふうに思うんですけれども、それを合わせると12億になるわけなんですけれども、そういった点で非常に財政調整基金もそうなんですけれども、この基金関係が膨らんでおりますけれども、このふるさと応援寄附金積立金というのはどういう風にこれを活用しようという風に考えておられるのか。それがありますか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） ふるさと応援寄附金の積立金につきましてはとりあえずは積立金に積立しまして来年度以降ふるさと応援寄附金で預かった大事な財源についてそれぞれの指定された事業に充てながら使用していきたいということで、とりあえずは今回は積立るところの予算措置でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。本予算全部です。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。同じく8ページで今おっしゃられたふるさと応援寄附金のことなんですけれども、歳入の方で20億ちょっと超えるような金額になりました。国

の方も制度の見直しかなんかがあったかと思うんですけれども、今までは返礼品の方で3割以内ということでございましたけれども、その返礼品のみに関わらず例えば役務費だったり通信運搬費、委託料だったりこういった項目も含めたところでの3割とかというような話も報道の中では聞いた覚えがございますけれども、その辺の制度の変更についてどのような基準になったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 制度についてということで今年度10月から制度が改正をされています。返礼品にあたる3割内は変わっておりませんが、その他、今議員言われましたように役務費で言いますと通信運搬また手数料、その他委託料、その他業務に関わる経費については5割以内ということで今若干、例年で行くと6割を切るような経費がかかっておりましたが、約1割を削減をしなければならないということになっております。そのため委託業者と協議をしながら行っておりますがどこの自治体もどうやって5割で収めるかという部分で苦慮されていますが、一番の部分については返礼品の寄付金額を上げるという形で対応されているところがあります。うちの方についても今現在でいきますと米の返礼品が多いですので、米の返礼品の寄付額の金額を少し増額をさせていただいているという形で対応させていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 先ほどの質問に関連してなんですけれども、ふるさと応援寄附金の積立金なんですけれども、地域力持続化基金ということで過疎債が使えなく、13年後に過疎指定を除外になるということで、そのために積立をしていこうということも別にあるわけなんですけれども、このふるさと応援寄附金は全てそのような形で来年度からそれぞれ事業に使っていくということだったんですけれども、その応援寄附金を大半そういう風に地域力持続化基金の方に積立られるのか、そこら付近なんかお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 大半と申し上げられましたけれども、そういう想定はしておりません。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第42号「令和5年度甲佐町一般会計

補正予算（第6号）でございますが、先ほど担当課から説明がありました通り、歳入歳出それぞれ10億2,593万3,000円を追加されたということで、主だった歳出といたしましてふるさと甲佐応援寄附金の積み増し、それからふるさと甲佐応援寄附金の返礼品の増額ということでございますので、何らなく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第42号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」は原案のとおり可決されました。

---

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの議案第39号の質疑について建設課長の答弁の申し出がっております。これを許します。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先ほどの本田新議員の方から10年後の人工芝の張り替えについての財源はどうするのかということですが、現在の制度においては維持管理の部分に含まれると思いますので費用については一般財源になってくると思われれます。10年経ってその時に有利な方法を探して、より負担の少ない方法をとっていかうという風に思っております。以上でございます。それと井芹議員の方から前回の人工芝と今回の人工芝の費用の違いはということでしたので直接工事費で申しますと、前回の人工芝と今回の人工芝は、今回の人工芝の方が約2,530万円ほど高くなっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 令和5年第4回臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日はご提案いたしました案件につきまして慎重審議の上、原案通りご議決をいただき、誠にありがとうございました。今後とも町政発展のため特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、可決されました案件につきましては、今後の町政執行に万全を期されますと共に、適正な事務処理を行っていただき、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重されますよう、切に希望し、これをもって、令和5年第4回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

閉会 午前11時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録  
令和5年第4回臨時会

令和5年11月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮本 修治  
編集人 甲佐町議会事務局長 北畑 公孝  
作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4  
電話 (096) 234-1198